

奈良県風致地区条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十五号

奈良県風致地区条例施行規則を廃止する規則

奈良県風致地区条例施行規則（昭和四十五年四月奈良県規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。